

議案第72号

加西市スポーツ施設整備基金条例の制定について

加西市スポーツ施設整備基金条例を、別紙のとおり制定する。

令和5年12月1日提出

加西市長 高橋 晴彦

加西市スポーツ施設整備基金条例

(設置)

第1条 加西市スポーツ施設の整備に必要な資金を積み立てるため、加西市スポーツ施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、加西市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金の設置目的を達成するため必要があると認める場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

加西市スポーツ施設の整備にあたり、事業の計画的かつ確実な実施に必要な財源を確保するための基金を設置するもの。